

共同参画



内閣府

Special Feature

特集／男女共同参画の視点からの防災・復興
の対応について

～東日本大震災への男女共同参画の
視点を踏まえた被災者支援～



主な予定

Schedule

9月30日	男女共同参画フォーラム（静岡市）
10月22日	東日本大震災シンポジウム in 岩手（盛岡）
11月12日～25日	女性に対する暴力をなくす運動（主唱：男女共同参画推進本部） （11月25日 女性に対する暴力撤廃国際日）

巻頭言

共同参画に寄せて

Foreword

NPO法人
イコールネット
仙台 代表理事
宗片 恵美子



Munakata Emiko

当団体は、男女共同参画をテーマに幅広い活動に取り組んでいる。2008年、仙台市内の女性を対象に「災害時における女性のニーズ調査」を実施し、防災・災害復興の意思決定の場への女性の参画の推進や女性の視点を反映させた避難所運営など6項目の提言をまとめた。このたびの東日本大震災の発生に伴い、避難所の女性たちへの支援を行っているが、避難所では、プライベート空間の確保が難しいなど、女性たちはさまざまな困難を抱えている。そこで、「下着を使い捨てにせざるを得ない」などの女性たちの声に応じて、「せんたくネット」を立ち上げ、洗濯代行ボランティアをスタートさせた。この活動を通して、さらなる女性のニーズを掘り起し支援にあたっている。現在は、女性たちの心の回復を目指し、「語り合いサロン」に取り組んでいる。

男性の領域と考えられがちな防災・災害復興に女性の視点を位置づけていくためには、女性の主体的な参画が求められる。それは、「災害時、取り残される人々を救う」から「災害時、困難を抱える人々を生み出さない社会」へ発想を転換していくことにつながるものと思う。

目次

Contents

特集	男女共同参画の視点からの 防災・復興の対応について ～東日本大震災への男女共同参画の 視点を踏まえた被災者支援～	Page 02
行政施策トピックス1	「女性の活躍による経済社会の活性化」(中間報告)について	Page 06
行政施策トピックス2	政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野における ポジティブ・アクションの推進方策について(中間報告)	Page 08
行政施策トピックス3	女性に対する暴力に関する専門調査会報告書『「女性に対する暴力」 を根絶するための課題と対策～パープルダイヤル(性暴力・DV相 談電話)の結果を中心として～』の概要について	Page 10
行政施策トピックス4	男女共同参画推進連携会議の今年度活動について	Page 12
行政施策トピックス5	女子差別撤廃委員会の最終見解に対するフォローアップ報告の提出 について	Page 14
連載	その1 ダイバーシティ経営の理念と実際⑤／ 渥美 由喜(株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長)	Page 15
	その2 女性の生涯学習に関する調査研究 ～女性関連施設における取組状況に関する調査～	Page 16
	その3 女性首長から 町民と共に「活力、やさしさ、希望あふれる町」を／ 吉廣 啓子(荏田町長)	Page 17
取組事例ファイル(団体編)	一般社団法人 日本ヒーブ協議会	Page 18
ニュース&インフォメーション	UN Women 執行理事会年次会合の開催 他	Page 19
男女共同参画センターだより	女性プラザ男女共同参画支援室(茨城)	

男女共同参画の視点からの 防災・復興の対応について

～東日本大震災への男女共同参画の視点を踏まえた被災者支援～

内閣府男女共同参画局総務課

1. これまでの経緯

男女共同参画と防災の関係を考えるに当たり、過去の震災以降の経緯を振り返る必要があります。

平成7年の阪神・淡路大震災では、女性の死者数が男性より約1,000人多くなるなど、特に高齢女性の災害に対する脆弱性について課題が指摘されました。

平成16年の中越地震では、災害対応に当たり女性の視点が必要ということで、発災直後に、男女共同参画局の女性職員を「女性の視点担当」として現地に派遣しました。現地で避難所訪問や意見交換を精力的に行い、その結果を踏まえ、女性の悩みを聞くとともに女性のニーズを把握し、問題を解決していくため、新潟県等に女性の相談窓口を設置していただきました。

また、現地での活動と浮き彫りになった課題に基づき、男女共同参画局として提言をまとめ、内閣府の防災担当部局に提出するなどの働きかけを行った結果、国全体の防災のマスタープランである「防災基本計画」に、『男女双方の視点等の配慮』や、『男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立』が盛り込まれました。

さらに、平成17年12月に閣議決定された「男女共同参画基本計画（第2次）」においても、防災分野を新たに取り組むべき課題の1つとして盛り込み、さらに、平成22年12月に閣議決定された「第3次男女共同参画

基本計画」においては、新たに『地域、防災・環境、その他の分野における男女共同参画の推進』として、重点分野の1つに位置づけました。

2. 東日本大震災での問題

本年3月11日の発災後、男女共同参画の視点からの様々な問題が浮かび上がってきました。

まずは、発災後の避難所での物資の備蓄や提供の問題です。

避難所に避難してみると、生理用品やおむつ、粉ミルクがないという問題が出てきました。また、生理用品や女性用の下着が届いても、男性が配布しているため、女性がもらいに行きづらい、女性用の物干し場がないので下着が干せないといった問題もありました。

次に、プライバシーなどに配慮した避難所運営が十分になされていないという問題がありました。

例えば、授乳や着替えをするための場所がなく、女性が布団の中で周りの目を気にしながら着替えるという事例も報告されています。

さらに、避難所では、女性だからということで、当然のように避難所の炊き出しの仕事を割り振られ、朝早くから夜遅くまで食事の用意や片づけなどに追われ、その合間に、子どもの面倒や両親の介護などを行っています。

震災が起きると、こういった固定的性別役割分担が、更に強化されてしまうという問題が生じます。

これらの問題の背景にあるのは、防災、震災対応に女性の視点が入っていないこと、子育てや女性への配慮が足りないということ、さらには、平時における防災の検討や避難所運営など災害の現場での意思決定に女性が参画していないことがあります。

例えば、都道府県防災会議に女性の占める割合は、わずかに4.1%であり、10の都県では女性委員がゼロです（平成22年内閣府調べ）。また、災害時の避難所運営は、自治会が中心を担う場合が多いのですが、自治会長の96%近くを男性が占めています。

こうしたことが、災害対応において女性や生活者の視点が十分に反映されないこと、女性や子育てのニーズを把握し対応できる避難所運営が十分にできないことなどにつながっています。

3. 内閣府男女共同参画局での対応

こうした問題に対し、内閣府男女共同参画局ではこれまでに蓄積されてきた成果も踏まえ、被災者支援等の様々な対応を行ってきました。

まず、被災地への支援物資について、女性や子育てに必要なものをリストに含めるよう関係機関に働きかけを行いました。3月16日には、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応を文書にまとめて、国の緊急災害対策本部や地方自治体の災害対策本部、男女共同参画の関係部署に送付し、取組をお願いしました。

東日本大震災の発災後、内閣府男女共同参画局では、女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応を進めています。その取組の背景や具体的内容、また、男女共同参画の視点からの復興への取組についてご紹介します。

この文書では、

①生理用品、おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食などを避難所で提供する物資に含めること、②プライバシーを確保できる仕切り、更衣室、男女別トイレ、乳幼児のいる家庭用エリアの設定など女性や子育てに配慮した避難所を設計すること、③女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制を整備すること、④女性に対する暴力を防止するための警備強化や相談サービスの提供、安全な環境整備、注意喚起を行うこと、などを盛り込んでいます。

また、内閣府男女共同参画局の職員を3月17日以降、政府の現地緊急災害対策本部（宮城県）に、ほぼ継続的に派遣しました（当初は女性職員。延べ女性9名、男性7名）。職員は、本部の業務を行いながら避難所への訪問や、ボランティアやNPO、男女共同参画センターや女性団体の方々との情報交換・連携を行い、女性のニーズや対応状況等の把握や、女性や子育てに配慮した対応への働きかけを行ってきました。

4. 女性の悩み相談の取組

また、長引く避難生活や生活不安などの影響によるストレスの高まりなどから、女性が様々な不安・悩み・ストレスを抱えることや、女性に対する暴力が生じることが懸念されました。

そのため、地方公共団体にある女性の悩み相談の窓口や、配偶者暴力

や性犯罪に関する相談の窓口等を、地方紙やラジオ、避難所で貼り出す壁新聞等の様々な広報ツールを使い、周知しました。



＜壁新聞による周知＞

さらに、内閣府においても、地方公共団体と共同で女性の悩み・暴力相談窓口を開設し、電話により相談を受け付けるとともに、相談員が避難所や仮設住宅を訪問し、被災女性から直接相談を受け付けることにより、被災地において女性が安心して相談できる相談サービスを提供することとしました。5月から、まずは岩手県において取組を開始しており、今後宮城県や福島県にも広げていきたいと考えています。

5. 避難所での好事例の発信

発災後、少しずつ、避難所での女性や子育ての視点を反映した取組が

進められてきましたが、避難所によっては取組の差が大きく、全く対応ができていないところもありました。

そこで、避難所の運営に当たっている方などに、取組の必要性について気付き、取組の参考として可能なことから対応いただけるよう、避難所での好事例を集めて、壁新聞などを通じて周知しています。

以下の好事例については、男女共同参画局の職員が現地での避難所訪問や聞き取り等を行ったものです。

(1) 女性専用スペースの設置

女性専用スペースを設置し、湯沸かし、着替え、授乳、お化粧、ドライヤーの使用など、様々な目的で人々が集まって情報の提供・交換の場となっており、また、心境や不安を語り、肩肘張らずに相談等ができる場となっています。



男女共同参画の視点からの防災・復興の対応について ～東日本大震災への男女共同参画の 視点を踏まえた被災者支援～

この運営は、県の男女共同参画センターの職員がコーディネーターとなって、地元の女性団体のグループがボランティアで行っています。

(2) 被災者支援のための雇用創出

被災者の雇用を新たに創出するため、避難所での炊き出し、遺品や写真の洗浄をする人を役場で募集し、雇用しています。



(3) 女性のニーズ等を反映した避難所の運営体制等

避難所で女性リーダー会議を毎日開催して女性から上がってくる声を集約し、生活のルールを作っています。女性たちで改善できないといった要望は運営責任者で行う全体会議（男性のみ）に報告し、改善するという体制を作っています。改善されたものとしては、洗濯機の増設、鍵や鏡付きの更衣室の設置、女性の必需品の用意などがあります。

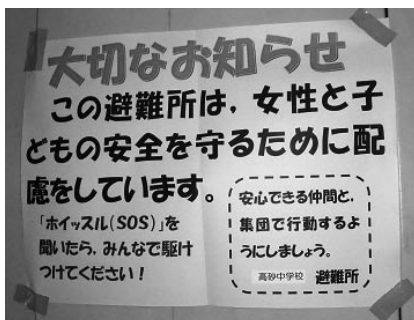


(4) その他

・乳幼児のいる家庭だけの部屋、女性専用の物干し場、更衣室の設置。

・生理用品や下着の配布は必ず女性が担当する。

・女性や子どもは一人でトイレに行かないように注意喚起する。



6. 女性の視点からの他の取組

内閣府男女共同参画局以外にも、

警察庁が被災地に女性警察官を派遣して避難所等の巡回を行ったり、女性自衛官が女性のニーズの聞き取りや対応等を行ったほか、厚生労働省が妊娠婦、乳幼児の支援を行うなど、各省庁で女性被災者への支援を行っています。その取組の内容については、男女共同参画局において、取りまとめを行うとともに、平成23年版男女共同参画白書においても紹介しています。

7. 仮設住宅等での生活への対応

生活の場が避難所から仮設住宅や仮設として利用している民間賃貸住宅へ移りましたが、新たな生活の場でも、男女共同参画の視点に立った支援が必要です。仮設住宅等での生活を安全・安心なものとし、生活再建を進めていただくに当たり、現地の生活者のニーズを把握しながら、性別や世代別に対応したきめ細かな支援が必要なことから、6月23日に以下の内容について関係機関へ送付し、配慮をお願いしました。

(1) 安心・安全の確保への配慮

仮設住宅に死角や暗い場所があると、女性や子どもに不安感を与えたり、犯罪の発生が懸念されるため、防犯ブザーやホイッスルの携帯を呼びかけたり、街灯や夜間照明等の仮設住宅の周辺環境の整備、夜間の見回り等の被災者への防犯意識の啓発等が必要です。

男女共同参画局ホームページの中に、「男女共同参画の視点を踏まえた東日本大震災への対応について」と題し、男女共同参画関係の資料集、相談窓口、女性と防災に関するリンク等を掲載していますので、是非ご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/saigai.html>



<仮設住宅の電灯（囲み内）>

(2) ストレス軽減、心のケア等のための対応

仮設住宅では、「孤立化」、「引きこもり」、「過度の飲酒」等の問題の発生が懸念されます。阪神・淡路大震災では、男性に多くその傾向が見られました。さらに、ストレス等が引き起こす配偶者からの暴力や子どもへの虐待も懸念されます。これらの問題の防止等のため、交流の場づくり、生きがいつくり（コミュニティの中での役割を作る）、悩みを聞く電話相談や巡回相談の実施等の対応が必要です。

(3) 仮設住宅の利用、コミュニティ運営体制等への対応

仮設住宅敷地内のコミュニティスペースの設置や、そのコミュニティの運営体制を整えることが重要です。このため、集会所、集会スペース等の設置、移動市場、仮設スーパー等による生活支援体制づくりが必要であるとともに、行政情報、民間支援情報等をわかりやすくまとめて被災者に届けたり、相談窓口を一元化するなどの対応も必要です。

(4) 女性の参画の推進と生活者の意見反映

仮設住宅や地域コミュニティの運営において、女性の参画を推進するとともに、女性を始めとする生活者の意見を集約・反映できるようにすることが必要です。

8. 復興に向けて

6月24日に「東日本大震災復興基本法」が公布・施行されました。その中で、『被災地域の住民の意向が尊重され、あわせて女性、子ども、障害者等を含めた多様な国民の意見が反映されるべきこと』として、女性の意見の反映が、復興の基本理念の一つとして盛り込まれています。

さらに、6月25日には、東日本大震災復興構想会議が「復興への提言～悲惨のなかの希望～」と題した提言をまとめました。『これまで地域に居場所を見出せなかった若者や、孤立しがちな高齢者・障害者、声を上げにくかった女性などが、震災を契機に地域づくりに主体的に参加することが重要である。とりわけ、男女共同参画の視点は忘れられてはならない。』と、男女共同参画の視点が盛り込まれています。

これを受けて、7月29日に、東日本大震災復興対策本部が「東日本大震災からの復興の基本方針」を決定しました。

その「基本的考え方」の部分には、『男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参

画を促進する』とあり、個別の施策でも女性への言及が多くあります。

地域活動の多くを担っている女性や生活者の視点を取り入れた復興の取組は、住みやすいまちづくりや地域の活性化につながります。

国として、この基本方針に基づき、復興、まちづくりなどのあらゆる場面での女性の参画を進め、コミュニティビジネスなど幅広い分野での女性の活躍を応援するとともに、女性や生活者の意見を反映できる仕組みづくりなどの取組を進めていきます。

また、男女共同参画局としても、復興における女性の活躍を応援するため、6月28日、8月24日に、仙台市でシンポジウムを行うなどの取組を行っています。今後も、女性の活躍のために必要な情報提供や気運の醸成、アドバイザーの派遣などを通じて、女性の活躍を応援し、東北の元氣につなげていきたいと思っています。

今回の大震災では、防災分野での男女共同参画の取組や地域における男女共同参画の取組が十分に進んでいないことが、現場での様々な問題として顕在化したという面があります。そのため、男女共同参画局では、男女共同参画の視点からの取組や課題を抽出し、今後の防災分野での男女共同参画の取組にいかしていきたいと思っています。



「女性の活躍による経済社会の活性化」(中間報告)について

内閣府男女共同参画局調査課

1. はじめに

「女性の活躍と経済社会の活性化」について検討するため、本年3月に基本問題・影響調査専門調査会の下に「女性と経済ワーキング・グループ」を設置し、女性と経済を巡る現状や課題を整理するとともに、今後の検討の方向性について中間報告を取りまとめましたので、ポイントをご紹介します。

2. 第3次男女共同参画基本計画での位置付けとワーキング・グループでの議論

第3次男女共同参画基本計画（平成22年12月17日閣議決定）は、「改めて強調している視点」の一つとして「女性の活躍による経済社会の活性化」を盛り込んでいます。「女性と経済ワーキング・グループ」では、基本計画の視点を踏まえ、一人ひとりの個性と能力の発揮が、多様な人材の活用促進等を通じて経済社会の活性化に資すると同時に、家族形成など一人ひとりが希望する生き方の実現につながるなどの認識の下、議論を重ねてきました。

3. 現状認識：広まる女性の参画

現在の男女別・年齢別の就業率がそのまま推移する場合には我が国の将来の就業率の低下は避けられません。2020年に15歳以上の就業率を2010年時点の57%に維持するとの目標（「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定））達成のためには、働く意欲のある多様な人々の労働参加が欠かせません。

現在就業しておらず求職活動はしていないものの就業を希望している人はとりわけ女性に多く、M字カーブの底である

30歳代を中心に、現在の労働力人口の5%に相当する340万人余となっています。こうした女性の経済社会への参画を拡大し、経済社会の活性化を図るためには「M字カーブ問題」の解消に向けた取組や、人生の各ステージを通じ女性が活躍できる社会づくりのための環境整備が欠かせません。

ワーキング・グループでは、このような立場からまず女性の活躍についての現状認識を行いました。産業構造の変化などを背景として、中長期的に医療・福祉などを中心に女性雇用者が増加（図表①）していることや、女性起業家は雇用創造力が高い医療・福祉分野で開業する者の割合が多いこと、また社会的企業分野や農村における起業等においても重要な担い手として期待されていること等が指摘されました。また、起業を含む女性自営業主には、「M字カーブ」が見られないことから、自営業などは柔軟で多様な働き方としても重要であるとの指摘がありました（図表②）。

4. 課題：女性の参画や能力発揮を阻む要因

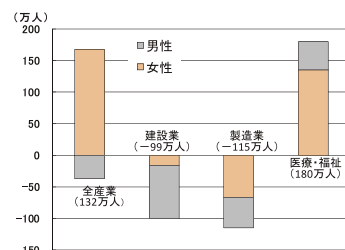
(1) 制度・慣行

我が国で女性が能力を発揮しにくい理由の1つには、固定的な性別役割分担意識を前提とした社会制度や、主に男性を念頭にいた従来の労働市場の慣行等があるとの指摘がありました。現状では就労による経済的自立や健康で豊かな時間を確保し、ワーク・ライフ・バランスを実現することは難しく、結婚や出産等に影響していると指摘されました。

(2) 意識

制度・慣行と表裏の関係にある人々の

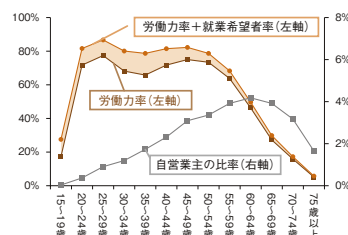
図表① 男女別産業別雇用者数の増減（2002年→2010年）



資料：総務省「労働力調査」（2010年）より作成。

注）（ ）内は2002年から2010年の当該産業の雇用者数の増減（男女計）。

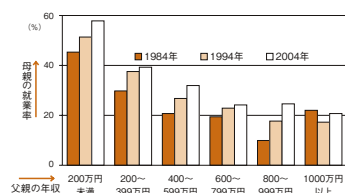
図表② 女性の労働力率及び自営業主の比率



総務省「労働力調査（詳細集計）」（2010年）より作成。

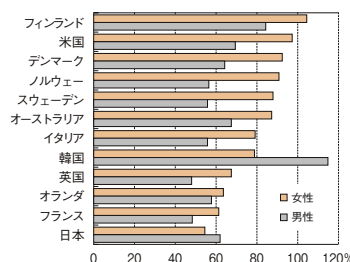
注）年齢階級ごとの15歳以上人口に占める労働力人口及び自営業主の割合。自営業主には家族従業員、内職者は含まない。

図表③ 父親年収別母親の就業率
(未就学児のいる夫婦家族、
自営業除く)



資料：山田昌弘、金原あかね「未就学児のいる世帯の家計状況について—全国消費実態調査の個票分析から—」『総務省統計研究所リサーチペーパー』20号（2010年）

図表④ 高等教育在学率



資料：UNESCO Institute for Statistics（2008年）より作成。

注）在学率は「高等教育機関（Tertiary Education, ISCED5及び6）の在学者数（全年齢）／中等教育に続く5歳上までの人口」で計算しているため、100%を超える場合がある。

「意識」に、現状をベターと考え、敢えて変化を望まない、女性は競争へ参入をしない方がかえって生きやすいという判断をする状況がみられるのではないかとの指摘がありました。子育て中の夫婦世帯を見てみると、父親の収入が高いほど母親の就業率が低い、いわゆる「ダグラス＝有沢の法則」が見られます（図表③）。

（3）教育・キャリア形成支援

図表④にあるとおり、日本の女性の高等教育在学率は先進国中低位であり、女性の能力が十分に生かされていない可能性があります。さらに、働き始めてからも、女性に特に多い非正規雇用では、教育訓練を受ける機会が少ないといった問題があります。

（4）復興の主体としての女性の能力の発揮

我が国が東日本大震災という未曾有の災害に直面している今、元気な日本の復興に向けて、女性の経済的自立を支援し、また女性が様々な能力を発揮し、復興に主体的に参画することの重要性はより一層高まっています。

5. 今後の議論の方向性

今後は、下記の3つの重点分野について、より実践的・効果的な取組に資する事例を収集しながら、施策の在り方について検討を進めていくこととしています。

（1）新たな分野や働き方における女性の活躍

成長性が高く雇用創出が期待される分野での女性の活躍、起業に際しての女性の金融へのアクセス、ノウハウの伝授、人的ネットワークへのアクセスの確保等

に着目して事例の収集や検討を行う予定です。また、多様なライフコースに合わせた、社会の様々な分野での活躍や、非典型的な働き方が増える中での複線的なキャリア構築の可能性等にも着目をしていきます。

（2）制度・慣行、意識

一人ひとりが積極的に社会参加をすることを後押しする社会制度、セーフティネット機能の強化や多様な保育サービスの充実、雇用を創出している企業に対する積極的な支援等の視点から、税制、社会保障制度について、また、ワーク・ライフ・バランスの推進や、家庭における柔軟な家事、育児、介護などの分担の在り方等の視点を中心に社会慣行について検討を行う予定です。意識の課題については、多様なロールモデルの提示等につながる事例の収集や検討を行う予定です。

（3）多様な選択を可能にする教育やキャリア形成支援

教育を「人的資本向け公共投資」として捉えた個性と能力に応じた教育の推進、女子学生・生徒の理工系分野への進学促進や科学技術・学術分野における女性の更なる活躍等の視点から、経済面での活躍の土台を作る教育・訓練、及び生涯にわたる多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成、産業界との連携等の視点から、職業領域での活躍を進めるための教育・訓練という2つの点に着目し、事例の収集や、検討を行う予定です。

※中間報告の詳細はHPをご覧ください。

<http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/siryo/ka39-2-1.pdf>



政治分野、行政分野、雇用分野及び 科学技術・学術分野におけるポジティブ・ アクションの推進方策について（中間報告）

内閣府男女共同参画局推進課

1. はじめに

本年3月に、男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会の下にポジティブ・アクション ワーキング・グループを設置し、政治分野、行政分野、雇用分野及び科学技術・学術分野に重点を置いて、ポジティブ・アクションの具体的な方策を検討してまいりました。本年7月20日に開催した第2回基本問題・影響調査専門調査会において、中間報告を取りまとめましたので、ポイントをご紹介します。

2. ポジティブ・アクションの必要性

我が国における女性の参画は徐々に増加しているものの、他の先進諸国と比べて低い水準であり、その格差は拡大しています。これは、我が国では、固定的性別役割分担意識や女性の能力に関する偏見が根強く、男女の置かれた社会的状況において個人の能力・努力に寄らない格差があることに起因すると考えられます。

女性の参画が進んでいないという現状について、危機感を社会全体で共有しつつ、暫定的に必要な範囲において、女性の積極的な機会を提供するポジティブ・アクションを進めていくことが必要です。

3. ポジティブ・アクションの考え方

ポジティブ・アクションを一義的に定義することは困難ですが、一般的には、社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の実現を目的として講じる暫定的な措置のことをいいます。

ポジティブ・アクションには、多種多様な手法があります。例えば、①一定の人数や割合を割り当てることによって実

現するクォータ制、能力が同等である場合に一方を優先的に取り扱うことによって実現するプラス・ファクター方式など、指導的地位に就く女性等の数値に関する枠などの設定により、その実現を確保する方式、②指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示し、その実現に向けて努力するゴール・アンド・タイムテーブル方式、③研修の機会の充実、仕事と生活の調和など基盤整備を推進する方式、などがあります。

こうした各機関・団体の取組を推進するための国の方策についても、取組の義務付けや、政策的に誘導するインセンティブ付与、自主的な取組の要請など、働きかけの程度に応じて様々なレベルがあります。こうしたバリエーションの中から、各団体の特性に応じて最も効果的な方法を選択することが重要です。

また、企業、大学などにおける採用・登用はいわゆる「能力主義」の下で行われるのが一般的ですが、能力の評価基準が必ずしも客観的とは限らないことや、評価基準が男女で同様に適用されない場合などもあり、採用・登用の際には、女性に対する機会の平等を実質的に担保するポジティブ・アクションの検討も有効です。

さらに、ポジティブ・アクションは、女性本人だけでなく、社会全体にとってもメリットがあり、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会である男女共同参画社会を実現する最も効果的な施策の一つであることのアピールが必要です。

4. 各分野におけるポジティブ・アクションの推進方策

中間報告では、各分野についての検討を行い、以下のとおり具体的な推進方策

を盛り込んでいます。

(1) 政治分野

- 女性の政治参画に関する社会的気運の醸成
 - ・我が国と世界の状況を本年度白書の特集等を活用し、広く周知
 - ・政党に対し女性候補者の増加とポジティブ・アクションの導入の検討を更に働きかけ
- クォータ制等の検討に資する具体的事例の提示
 - ・政党関係者の間で具体的な議論が喚起されるよう、87か国で導入されているクォータ制の取組等の中から、我が国の参考になりうる事例等を更に検討・分かりやすく提示
- 選挙制度と女性の政治参画
 - ・小・中・大選挙区制比例代表制、更には定員・区割りといった選挙制度は女性議員の選出されやすさに大きく影響。選挙制度等の在り方の検討の際には、女性の政治参画を重要な論点として考慮することが必要。

(2) 行政分野

- 女性国家公務員の採用・登用の促進
 - ・各府省における「女性職員の採用・登用拡大計画」の着実な実施
 - ・第3次男女共同参画基本計画の成果目標の確実な達成
- 国のあらゆる施策における男女共同参画の視点の反映
 - ・私的懇談会等における女性の参画の拡大
- 国家公務員制度改革の推進
 - ・採用から幹部登用までの各段階に応じた人事制度改革において、女性登用の促進のための官民人材交流、職員公募の一層の推進

(3) 雇用分野

- 具体的な目標の設定の促進等

- ・ゴール・アンド・タイムテーブル方式等を取り入れた企業の具体例・成功例の公表、情報共有
- ・ポジティブ・アクションに取り組む企業を表彰等により積極的に評価
- 公共契約を通じた推進方策の検討
 - ・男女共同参画に関連する調査等の事業について、男女共同参画等に積極的な企業を評価
 - ・上記以外の事業においても、男女共同参画に積極的な企業を評価するための具体的方策の検討
- 補助金等における推進方策の積極的な活用
 - ・先進的な事例としての男女共同参画を要件とするクロスコンプライアンスの積極的な活用等の検討・推進

(4) 科学技術・学術分野

- 具体的な目標の設定の促進
 - ・ゴール・アンド・タイムテーブル方式やプラス・ファクター方式等に取り組む研究機関等の具体例・成功例の公表、情報共有
- 女性研究者の参画の拡大に向けた環境づくり
 - ・コーディネーターの配置、出産・子育て期間中の研究活動を支える研究・実験補助者等の雇用の支援など、環境整備の取組の支援
 - ・研究費の申請等に際し、出産・育児を考慮した年齢制限の緩和や業績評価、任期等の弾力化などの研究を続けやすい環境整備の充実・促進
 - ・日本学術会議に対して、科学者コミュニティにおける女性の参画を拡大する方策についての検討を要請

※中間報告の詳細はHPをご覧ください。
http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/kihon_eikyoku/index.html



女性に対する暴力に関する専門調査会報告書『「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～パープルダイヤル（性暴力・DV相談電話）の結果を中心として～』の概要について

内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室

内閣府においては、平成22年度補正予算において、配偶者からの暴力や性暴力の被害者を対象とした電話相談「パープルダイヤル－性暴力・DV相談電話－」を開設し、緊急かつ集中的に電話相談を行いました。パープルダイヤルでは、配偶者からの暴力に加えて、政府としては初めて性暴力による被害や男性からの相談に対応するとともに、外国人の相談者向けに6か国語による対応を行いました。原則24時間相談を受け付けることにより、潜在化している被害者に相談を促し、期間中、2万件を超える相談対応を行いました。パープルダイヤルの実施を通じて、女性に対する暴力被害の深刻な状況と支援の課題等が改めて明らかになったことから、女性に対する暴力に関する専門調査会において、それら課題を中心に、配偶者からの暴力や性暴力の防止と被害者の保護に関する更なる取組について、4回にわたり議論を行いました（第53回～56回）。平成23年6月、『「女性に対する暴力」を根絶するための課題と対策～パープルダイヤル（性暴力・DV相談電話）の結果を中心として～』（報告書）を取りまとめたので、本稿では、本報告書の内容について御紹介します。

1 「パープルダイヤル－性暴力・DV相談電話－」について

- (1) **実施期間**：平成23年2月8日午前10時から3月27日午後10時までの48日間
- (2) **相談の対象**：配偶者からの暴力の被害に関する相談、性暴力の被害に関する相談
- (3) **電話相談の種類**：女性相談者向け、急性期の性暴力被害女性向け、男性相談者向け、外国人相談者向けの4回線
- (4) **結果概要**
 - (ア) 女性相談者向け回線に寄せられ

た、配偶者暴力に関する相談 8,970件

- ・10代から70代まで幅広い年齢層から相談が寄せられた。
- ・加害者は、「配偶者等」81.0%、「交際相手等」16.9%。
- ・4人に1人（26.8%）が10年以上暴力を振るわれ続けていた。

(イ) 急性期の性暴力被害のうち、強姦・強制わいせつに関する相談 540件

- ・相談者のうち「10代」15.0%、「20代」27.8%。
- ・午後10時から翌朝8時までの間にも全体の3割の相談が寄せられた。
- ・加害者は、「知っている人」57.4%、「知らない人」15.7%、「不明・無記入」26.9%。

(ウ) 男性からの相談 1,378件

- ・配偶者からの暴力に関する相談、暴力の加害に関する悩み、その他日常生活に関わる不安、問題、悩み、社会や会社への不満等様々な相談が寄せられた。

(エ) 外国人からの相談 879件

- ・配偶者からの暴力に関する相談、地域での人間関係、在留資格、子どもの教育に関する悩みなど、在日外国人として日本で暮らす中での様々な悩みが寄せられた。

2 課題と対策

(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

ア 職務関係者に対し、被害者の置かれた立場を理解し、必要な支援を行うための研修が必要ではないか、またそのような支援を行うことができる専門職員の養成・配置が必要等との課題が指摘された。

【対策】 職務関係者に対する研修の充実、相談しやすい体制等の整備／男

性を対象とした意識啓発、若年層向け予防啓発の実施

(2) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進

ア 官官・官民の連携を進め、すべての地域において適切な被害者支援を行うことができる体制づくりが必要。また、連携体制を構築することの必要性や、関係機関の連携の中核を担う配偶者暴力相談支援センターの市町村レベルでの設置の促進が必要である等の課題が指摘された。

【対策】 地域における関係機関・民間団体の緊密な連携の促進／市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置の促進

イ 被害者に過重な負担を掛けることなく支援を行うことが必要、また、地方公共団体内の関係者が連携し回復支援を行うことが必要等の課題が指摘された。

【対策】 ワンストップ・サービス（複数の手続きを一つの窓口で行えるようにすること）の構築、同行支援等の推進

ウ 各地域の支援体制などの状況に合わせ、男性に対する幅広い相談から加害者更生までニーズに応じた支援体制を検討、開発していくことが必要等の課題が指摘された。

【対策】 加害者に対する取組の情報収集、調査・研究

(3) 性犯罪への対策の推進

ア 関係機関の連携した体制づくりと研修制度の確立の必要等の課題が指摘された。

【対策】 性犯罪被害者を支援する警察などの関係機関、医療機関、民間支援団体などの連携の強化

イ 性犯罪被害に適切に対応できる体

制の構築と、二次被害防止のための専門の相談窓口が必要等の課題が指摘された。

【対策】 ワンストップ支援センター（医師による心身の治療、医療従事者、民間支援員、弁護士、臨床心理士による支援、警察官による事情聴取等の実施が可能なセンター）の設置の促進

ウ 性犯罪に関する諸外国の動向を踏まえて、強姦罪をはじめとする性犯罪を見直すべき等の課題が指摘された。

【対策】 強姦罪の見直しなど性犯罪に関する罰則の在り方の検討

エ 被害をすぐに相談できる体制づくりが必要等の課題が指摘された。

【対策】 被害を相談しづらい原因究明とそれに基づく啓発、体制づくり

(4) 男性からの相談への対応

男性相談窓口の増加と男性相談に対応できる相談員の養成が必要等の課題が指摘された。

【対策】 男性相談窓口の周知、相談体制の充実

(5) 外国人からの相談への対応

外国人相談窓口の更なる周知と通訳者の養成が必要等の課題が指摘された。

【対策】 外国語対応可能な相談窓口の周知、通訳の手配など関係者の連携

3 まとめ

本調査会においては、「第3次男女共同参画基本計画」及び本取りまとめに基づく関係府省、地方公共団体、関係機関等の取組の進捗状況を注視し、必要に応じた更なる取組を促すとともに、今後、女性に対する暴力の根絶に向けた更なる実効的な取組について議論を進めていくこととしています。



男女共同参画推進連携会議の 今年度活動について

内閣府男女共同参画局総務課

【第29回男女共同参画推進連携 会議全体会議】

平成23年8月5日（金）、総理大臣官邸において、第29回男女共同参画推進連携会議全体会議が開催され、枝野幸男内閣官房長官、与謝野馨内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）、男女共同参画を担当する林久美子文部科学大臣政務官が出席しました。

会議冒頭に、枝野官房長官から、「東日本大震災を踏まえて、防災や復興においても、男女共同参画の視点を大きな要素として取り入れ、しっかり取り組んでいかなければならない」、与謝野大臣から、「優秀な女性が、政治・社会・経済・スポーツ・文化等の面であらゆる障壁を乗り越えて更に活躍してほしい。復旧・復興においても、政府としてしっかり取り組んでいきたい」旨の挨拶がありました。

会議では前回の全体会議で決定・設置された3つの小委員会における活動経過と、今年度に計画している「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」の一部の実施予定内容について、共催者の日本BPW連合会、日本ヒープ協議会、ガールスカウト日本連盟より、発表がありました。

その後、男女共同参画関連施策に係わる最近の動きとして、男女共同参画の視点からの防災対応、女子差別撤廃委員会最終見解フォローアップ項目、男女共同参画白書の特集（ポジティブ・アクション）について、内閣府から説明がありました。

<男女共同参画推進連携会議に おける小委員会活動>

平成23年2月14日の男女共同参画推進

連携会議全体会議において、男女共同参画推進の課題である「女性の経済活動」、「ポジティブ・アクション」、「女性に対する暴力をなくすための啓発」に関して、3つの小委員会を設置し、実践的な活動を行っていくことが決定されました。その後、有識者議員と団体推薦議員が自主的に参加し、小委員会活動がスタートしました。小委員会は、3月下旬にそれぞれ第1回会合が開催され、委員長・副委員長の決定及び今後の小委員会の位置付け・活動の方向性等が話し合われました。また第2回会合では各団体の取組等が発表され、今後の活動内容等については情報・意見交換がなされました。各小委員会は活動期間を1年程度として、四半期に一回程度開催する予定です。それぞれの小委員会の活動内容などについては次のとおりです。

「**女性の経済活動小委員会**」は、國井委員長、高橋副委員長をはじめ、有識者議員7名と団体推薦委員13名から構成されています。活動内容は①女性の活躍の推進として国内への啓発、国内ネットワークの構築、ポジティブ・アクションの推進、②2010APEC女性リーダーズネットワーク（WLN）日本委員会発起人会と連携して、意見交換を行ったり、2011 APEC WESの報告会やシンポジウムの共催を行うことなどを予定しています。

「**ポジティブ・アクション小委員会**」は、黒田委員長、河野副委員長をはじめ有識者議員5名と団体推薦委員11名から構成されています。活動内容は、①「2020年30%」に向けての推進施策の周知として、各種シンポジウム等のイベントにおけるパンフレット配布・周知、連携会議構成団体や関係団体へのパンフレット配布・周知の働きかけ、②各団体の取組の奨励と、実績報告等として団体役員、団



会議冒頭で挨拶する枝野官房長官



挨拶する与謝野大臣



挨拶する林大臣政務官



報告する國井委員長
（女性の経済活動小委員会）



報告する黒田委員長
（ポジティブ・アクション小委員会）



報告する大日向委員長
(女性に対する暴力をなくすための啓発小委員会)



説明する松原議員
(日本BPW連合会)



説明する高野議員
(日本ヒープ協議会)



説明する浅野議員
(ガールスカウト日本連盟)



熱心に耳を傾ける議員

体傘下・加盟企業、関係団体における女性の積極的登用の働きかけ、連携会議構成団体の取組の取りまとめと報告などが予定されています。

「**女性に対する暴力をなくすための啓発小委員会**」は、大日向委員長、南副委員長をはじめ、有識者議員6名と団体推薦委員18名で構成されています。活動内容は①女性に対する暴力をなくすための啓発活動の推進として、各種イベント等における啓発用パンフレット・リーフレットの配布・周知、②各団体の取組奨励と実績報告として、連携会議構成団体の取組を取りまとめ、情報共有、連携について検討、若年層に対する予防啓発活動の推進、「女性に対する暴力をなくす運動」における各団体の取組、連携会議構成団体における啓発活動が予定されています。

【23年度 国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業】

内閣府では、男女共同参画の課題に関連したセミナー、シンポジウム、これらに類する研修会・学習会・出前授業等の開催や、これらの会合用の普及・啓発用の教材等を公開することにより、男女共同参画推進連携会議の構成団体だけでなく、一般の人々が、男女共同参画の推進課題の理解を深めることが重要であると考えています。19年からスタートした、内閣府と男女共同参画推進連携会議の構成団体等との共催事業として(年度によって事業名は異なる)、今年度は、小委員会の活動に合わせて、以下の3つのテーマを取り上げました。

「女性の経済活動」は、我が国にとって非常に重要な課題であり、第3次計画においても、「女性の活躍による経済社

会の活性化」を改めて強調しており、WLN会合では、①女性のキャリア構築、②女性による起業、③女性のための新たな経済機会の創出を柱とした女性と経済活動に関する提言が採択され、APEC首脳宣言、成長戦略、閣僚共同声明に反映されました。

「ポジティブ・アクション」については、第3次計画において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」という目標の達成に向けて、取組の強化・加速が不可欠であり、分野や実施主体の特性に応じて、実効性のある積極的改善措置(ポジティブ・アクション)を推進することとしています。同計画には、各重点分野で期限と達成目標を掲げた成果目標を設定しています。

「女性に対する暴力をなくすための啓発」については、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である「女性に対する暴力」を根絶するために、社会的認識の徹底等根絶のための基盤整備を行うとともに、配偶者からの暴力、性犯罪等、暴力の形態に応じた幅広い取組を総合的に推進することが必要である旨、第3次計画で改めて強調しています。

これらの動向を踏まえて、上記3つのテーマのいずれかに関連したセミナー等を開催する団体を募集・審査した結果、10団体10件(「女性の経済活動」5件、「ポジティブ・アクション」3件、「女性に対する暴力をなくすための啓発」2件)と共催することになりました。

共催事業(セミナー等)については、10月以降に順次実施します。



女子差別撤廃委員会の最終見解に対するフォローアップ報告の提出について 内閣府男女共同参画局総務課

2009年に女子差別撤廃委員会から公表された我が国に対する最終見解に基づき、本年8月、政府はフォローアップ報告を国連に提出しましたので、その概要を紹介します。

＜フォローアップを求められた各勧告事項に共通する取組について＞

- 最終見解や条約に関する周知の取組。
- 男女共同参画会議に監視専門調査会を新設し、最終見解の実施状況のフォローアップを強化。
- NGOとの意見交換会を実施。

＜民法改正について＞

- 嫡出でない子の相続分に関する民法の規定についての最高裁決定。
- 民法及び戸籍法の一部を改正する法律案（仮称）を第174回国会内閣提出予定法律案として登録（2010年1月）。
- 男女共同参画会議2010年7月答申及び第3次男女共同参画基本計画において家族法制の整備について記載。同計画の広報活動を実施。

＜暫定的特別措置について＞

1. 第3次男女共同参画基本計画の策定と暫定的特別措置の取組強化について

- 意思決定過程への女性の参画を拡大するための数値目標とスケジュールを設定したゴール・アンド・タイムテーブル方式のポジティブ・アクションを導入。
- 最終見解において指摘された分野については、男女共同参画基本計画（第2次）よりも数値目標項目数を増やし（5項目→19項目）、重点的に取り組む。

2. 政治分野への女性の参画の拡大

- 内閣府特命担当大臣（男女共同参画担当）から各政党や地方議会議長会に対する文書による要請。内閣府副大臣から各政党幹事長等への要請。
- 女子差別撤廃条約30周年記念行事とし

て、全国の女性首長が一堂に会する集会を開催。

- 全国知事会議において、地域における男女共同参画の推進を知事に強く要請。

3. 行政分野への女性の参画の拡大

- 国家公務員への女性の参画拡大に関する取組。
- 地方公務員への女性の参画拡大に関する取組。

4. 雇用分野における女性の参画の拡大

- ポジティブ・アクションに取り組む企業に対する相談や情報提供、中小企業に対するコンサルタントの派遣等による支援。
- 公共調達において、男女共同参画等に積極的に取り組む企業に加点する仕組みを初めて導入。

5. 学術分野における女性の参画の拡大

- 女性教員の採用割合に関する数値目標設定を含めた、各大学における取組の促進。
- 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進。
- 女性研究者が働きやすい環境整備。

6. あらゆるレベルでの女性の参画の拡大

- 地域や農山漁村等のあらゆるレベルで期限と数値を設定した様々な成果目標を設定。
- 各団体に対して、より実効性のあるポジティブ・アクションの導入や女性が1人も登用されていない組織の解消等に向けた働きかけの実施。

7. 推進体制等の強化

- 男女共同参画会議の議論・報告。
- 男女共同参画推進連携会議の取組。

8. 広報啓発活動の強化

詳細は内閣府男女共同参画局HPを参照してください。

<<http://www.gender.go.jp/teppai/index.html>>

ダイバーシティ経営の理念と実際⑤ 女性社員の多様性Part3

株式会社東レ経営研究所ダイバーシティ&ワークライフバランス研究部長

渥美 由喜

図表1 女性取締役割合の国際比較

ノルウェー	44.2%
スウェーデン	21.9%
ブルガリア	17.0%
ラトビア	17.0%
フィンランド	16.8%
アメリカ	15.2%
クロアチア	15.0%
リトアニア	15.0%
カナダ	14.0%
デンマーク	12.5%
英国	12.2%
スペイン	10.6%
フランス	10.5%
香港	8.9%
ニュージーランド	8.7%
ギリシャ	8.5%
オーストラリア	8.3%
ベルギー	8.0%
アイスランド	8.0%
トルコ	8.0%
ドイツ	7.8%
中国	7.2%
オランダ	7.0%
スイス	6.6%
シンガポール	6.4%
台湾	6.3%
オーストリア	6.0%
マレーシア	5.9%
メキシコ	5.8%
ロシア	5.1%
インド	5.1%
ポルトガル	3.0%
キプロス	3.0%
クウェート	2.7%
オマーン	2.3%
イタリア	2.1%
韓国	1.5%
日本	1.4%
バーレーン	1.0%
アラブ首長国連邦	0.8%
カタール	0.3%
サウジアラビア	0.1%
平均	8.8%

(注) 前回の図表2では、一部の国を省略していたので、再度、掲載する。

(資料) 米国の国際非営利団体「国際女性経営幹部協会」(CWDI)、「国際金融公社」(IFC)「Report: Accelerating Board Diversity」2010年に基づき、筆者が作成。

リスク管理力の向上

震災を機に、リスク管理への関心が高まっている。前回、述べたように、女性取締役割合が世界一のノルウェー(図表1)で、昨年筆者がヒアリングを実施した際に、「リスク管理力が高まった(金融業)」といった声が多数聞かれた。

なぜ、女性活躍に取り組むと、リスク管理力が高まるのだろうか? 総体的に、男性よりもライフ体験を持つ人が多いのが女性の強みだと、筆者は考える。

日本企業では、「明晰な頭脳、屈強な肉体、強靱な意思」こそが過酷な競争で勝ち残る3条件であると考えている男性たちは、今なお多い。しかし、3条件を兼ね備えた優秀な集団であろうとも、しょせん人間のすることが無謬ではないことは、震災後の状況を見れば明らかだ。今後は、3条件に代替するものが重要だ。

第一に、明晰な頭脳よりも、想定外の出来事に臨機応変に対応できる「しなやかな頭脳」が大切。子育てや介護などライフ体験は、想定外の出来事の繰り返しであり、しなやかな頭脳作りに役立つ。

第二に、屈強な肉体よりもリスクを顕在化させない『先読み力』の方が大切。乳幼児や高齢者はリスクの塊であり、彼らのリスクを顕在化させないために、自然と先読み力が身につく。

第三に、強靱な意思の基盤となるのが単なる組織愛であれば、その基盤は脆弱だし、間違った選択をしやすい。それよりも家族愛、例えば子どもたちが生きていく将来の社会のために自分のベストを尽くすという人間の意思は、組織愛よりもはるかに強靱であり、間違った方向に進むリスクは少ないように思う。

コンプライアンス対策にも

最近、筆者は企業のコンプライアンス(法令遵守)研修の一環で、ワーク・ライフ・バランスや、女性活躍について講演する機会が増えている。筆者が保有する3,000社の企業データを調べると、過去5年間に不祥事を起こした企業には、同業他社と比べ2つの特徴があった。

1つは長時間労働。おそらく会社が残業代を払わないサービス残業が横行していると、「会社も法律違反しているし、自分もいいだろう」と社員も考えやすいのではない。また、「会社が生活のすべて」となると、会社の常識は社会の非常識ということに鈍感になるのだろう。

不祥事企業のもう一つの特徴は、女性の管理職割合が低い。女性が常に正しくて、男性が間違っているとは思わないが、多様な考えを持つ人たちが、自由に意見を言える職場だと、チェック機能が働く。

以前、筆者がコンサルティングをした食品メーカーでこんな話を聞いた。ある時、食材に卵の殻が誤って混入した。微量である上、機械で粉碎するため、食べても絶対にわからないレベルだったというが、侃々諤々の議論の末に、最終的には食品部門の女性責任者が、「自分の家族に食べさせたくないものは販売しない」と回収を決めた。回収コストはかかったものの、誠実な企業としてのブランドイメージは逆に向上した。

消費者や市民としての健全な感覚は、不祥事の抑止力として有効だ。企業の社会的な信用を保つためにも、WLBや女性活躍を推進し、職場の体質を健全にすることが重要だ。



あつみ・なおき/東京大学法学部卒業。複数のシンクタンクを経て、2009年東レ経営研究所入社。内閣府「ワークライフバランス官民連絡会議」『子ども若者育成・子育て支援功労者表彰(内閣総理大臣表彰)』選挙委員会委員、厚生労働省「イクメンプロジェクト」委員等の公職を歴任。

女性の生涯学習に関する調査研究 ～女性関連施設における取組状況に関する調査～

文部科学省

調査の対象と目的

全国的女性関連施設を対象に、講座・研修事業、調査研究事業等の取組状況について調査し、各施設における今後の取組の参考となるようにした。

調査対象：380施設

回収件数：310件

- ・都道府県（56）、政令指定都市（27）、中核市・特例市（55）、特別区（東京23区）（25）、市町村：20万人以上（21）、5万人以上20万人未満（101）、1万人以上5万人未満（25）【有効回収率：81.6%】

回答施設の概要

自治体における女性関連施設の所管部局は、全体では「男女共同参画部局」が45.5%、「教育委員会」が13.2%、これら以外が41.0%となっている。施設の運営形態は、都道府県及び政令指定都市では、公設民営の割合が高く、その他の市町村においては、公設公営の割合が高い。

調査結果

(1) 講座・研修事業

ア 講座・研修事業について、「実施している」と回答した割合は全体で90.6%である。

イ 平成21年度の1年間に実施した講座・研修のテーマをみると、「男女共同参画」(90.7%)、「家庭教育・子育て支援」(71.2%)、「男性の家庭・地域への参画」(69.8%)等となっている。

ウ 講座・研修事業において、外部の機関・団体との協働・連携の実施状況については、「協働・連携事業を実施している」と回答した割合は全体で81.9%である。

エ 講座・研修事業における協働・連携の相手先をみると、「NPO・任意団体」(68.7%)が最も多く、次いで「行政の男女共同参画担当部署」(43.9%)、「行政の男女共同参画担当部署

以外」(41.3%)、「大学」(26.5%)の順となっている。

(2) 調査研究事業

ア 調査研究事業について、「実施している」と回答した割合は全体で18.7%である。

イ 調査研究で取り上げたテーマをみると、「男女共同参画」、「ワークライフバランス」、「ドメスティック・バイオレンス」等となっている。

(3) 高等教育機関との連携

ア 高等教育機関との連携について全体では、「既に連携して事業を行っており、今後さらに積極的に取り組んでいきたい」が18.1%、「既に連携して事業を行っており、今後もこれまでどおり取り組んでいく」が20.0%、「現在は連携していないが、今後連携していきたい」が22.6%となっている。

イ 高等教育機関との連携のうち、今後さらに、または新たに実施したいこととして、「共催事業（共催による講座の開講など）」(51.6%)、「講師の受入れ（大学等の教職員が施設に講師として来る）」(43.6%)となっている。

(4) 女性のライフプランニング支援に関する取組状況

ア 「女性のライフプランニング支援」に関する取組意向について、全体では「既に取り組んでおり、今後さらに積極的に取り組んでいきたい」が14.8%、「既に取り組んでおり、今後ともこれまでどおり取り組んでいく」が20.6%となっている。

イ 「女性のライフプランニング支援」に関する取組にあたってのメリットとして多く挙げられていたのは、「男女共同参画の推進」(36件)、「女性の自立・社会進出」(34件)等である。

町民と共に「活力、やさしさ、希望あふれる町」を

菟田町長 吉廣 啓子

菟田町は豊かな自然と文化遺産を有し、港を中心に多くの企業が立地する九州屈指の工業港湾都市として発展してきました。

2006年には北九州空港が開港、東九州自動車道、菟田港とあわせ、陸・海・空の交通結節都市として、産業と豊かな自然・文化・歴史との調和を図り、子どもから高齢者まで健康で元気に暮らせる、住んでいる人にも、訪れる人にも魅力ある町を目指しています。

菟田町においては、女性職員の比率は高くなっていますが、係長以上の職員は少なく、課長以上については、1人もいません。

町の政策を決定するに当たっては、町民の多様な意見を反映させる必要がありますので、そういう観点からも、男性職員だけではなく、女性職員も政策決定のプロセスにできるだけ関与していくことが、魅力あるまちづくりのためには重要であると考えています。

そのため、菟田町では町の重要な計画、例えば町の基本構想等を策定する際には、若手の男女職員による検討会を設けるなど、政策決定の過程においても、できるだけ多様な意見が反映されるよう努めています。

また、行政だけでなく、民間においても女性が社会進出し、活躍することは、非常に重要ですので、菟田町では、女性が社会で活躍することをサポートするため、保育所や学童保育に加え、放課後子ども広場事業、中学生までの医療費助成、小中学校の34人以下学級の実現など「子育て支援」の充実に努めています。

これからのまちづくりは行政からの一方通行ではなく、住民一人ひとりの自由

で自発的な活動を通して住民と行政が協働していくことが必要だと考えています。

それを実現していくために、また、菟田町を美しく、潤いのあるまちにしたいとの思いから、「花いっぱい運動」というよりはむしろ「花一本運動」を進めています。

「町民一人ひとりが1本の花を植えれば、3万5千本の花が町中に咲き、きっと素晴らしい美しいまちになります。」と町民の皆さんに伝え、私自身も、時間があればボランティアの仲間と一緒に町内の各所に花を植えてまわります。

この運動は、環境美化や景観づくりのほかに、町民一人ひとりが自分の手で花を植えていくことで、まちづくりの心を育て、住んでいる住民の心が美しくなっていく仕組みづくりとして重要であると考えています。

住民一人ひとりが自分の住んでいるまちを愛し、美しくしようとする心があれば、菟田町を訪れる方々に対するホスピタリティの向上にもなり、多くの人たちが菟田町を訪れてくださるようになります。人が訪れたくなるまちは、当然のことながら私たち自身にとっても住みやすいまちになっていくと確信しています。

「まちづくりはひとづくり」と云われています。

多くの皆さんに「住んで（訪れて）みてよかった。」と言ってもらえるように、今後も町民・職員と共に魅力あるまちづくりを進めていきたいと考えています。



略歴等：九州大学文学部英文学科卒業。その後約30年間福岡県立高等学校の英語教師を勤める傍ら昭和62年より菟田町教育委員、平成14年より、菟田町ボランティア連絡協議会会長を勤める。主として文化、教育、福祉の分野で活動을続け、平成17年菟田町長に就任

一般社団法人 日本ヒープ協議会

生活者と企業のパイプ役として

ヒープとは、1923年にアメリカ家政学会の分科会として設立されたHEIB (Home Economists in Business 企業内家政学士) が語源です。消費者庁誕生に先立つこと約30年前の1978年に、日本ヒープ協議会は、企業の消費者関連部門等で働く女性が「生活者と企業のパイプ役」として生活者の利益と企業の健全な発展に寄与することを目的として設立されました。会員は食品、化学、家電、流通、金融などの様々な業種の企業に所属する女性で、職種も消費者対応や消費者教育のほか、広報、商品企画・開発、マーケティング、コンプライアンス、CSRなど多岐にわたります。月例研究会の講演や分科会での自主的な研究活動などを通じて異業種間で情報や意見の交換を行ない、能力向上を目指しています。

ヒープの提言活動

当協議会では社会に貢献すべく、研究活動で得られた知見を提言としてまとめています。「働く女性と暮らしの調査」を1985年から開始。第8回目となる2010年にはテーマを「女性が前向きに働き続けるために」とし、仕事、ワークライフバランス、消費・サービス、健康などの項目に関する調査を実施しました。その中で、企業で働く多くの女性たちが自分の将来性が見込めないと感じていることもわかりました。

また2009年には、暮らしに必要な知識や知恵の伝承が困難になっている現代の生活者に正しい生活情報を届けたいと「情報カード」を発行しました。2010年には生活者と企業の間でギャップが生じる要因のひとつである「表示」に着目し、

「生活者にわかりやすい表示ルール11箇条」をまとめました。さらに、消費者相談の対応マニュアルの作成にも取り組みました。今年度は新たに安心・安全に関するテーマも加え活動しています。

女性の活用と能力向上への取組

生活者から支持される企業活動の推進には、新しい価値の創造により生活者の暮らしを向上させ、かつ安心・安全である商品・サービスの提供が不可欠です。働く女性たちの家事や育児、介護の経験から得られる知恵やアイデアは数多くあり、企業人と同時に生活者でもある女性たちの感性や能力を企業活動に活かしていくことは重要であると感じています。

一方、女性が企業内でより活躍していくためには、様々な情報や知識だけではなく、分析力・企画力・プレゼンテーション力などのスキルも必要となり、能力開発に自ら積極的に取り組んでいくことが大切です。

当協議会では、今年度のテーマを「日本ヒープ協議会の原点再考－生活者・行政・企業のさらなる『連携と協働』を目指して－」として活動しています。「国・地方連携会議ネットワークを活用した男女共同参画推進事業」への参画を踏まえ、5月には「私の仕事とキャリア」として活躍している女性に学ぶ他、9月以降、キャリアアップセミナーや企業見学会、講演会などを順次実施し、さらなる能力向上を図るべく活動して参ります。

これまで当協議会を通じてネットワークを広げ、キャリアアップを実現された先輩ヒープも数多く、私たちはその後を追いついていくため、より一層活躍の場を広げていきたいと思っています。



2010年 公開講演会



月例研究会の様子



日本ヒープ協議会の活動報告書
および機関誌「レポートヒープ」

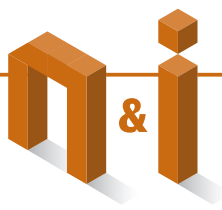
団体名：一般社団法人 日本ヒープ協議会

代表理事：高野 逸子【アフラック（アメリカンファミリー生命保険会社）所属】

概要：1978年に設立。会員数は127名（東京89名 関西27名 九州11名）、賛助企業は25社。

企業の消費者関連部門等に働く女性が「生活者と企業のパイプ役」として生活者の利益と企業の健全な発展に寄与することを目的とし、定期的な勉強会や情報交換を行っている。

所在地：東京都渋谷区代々木2-22-2 金杉ビル401 問合せ先：03-3320-3155 URL：<http://www.heib.gr.jp/>



[News & Information]

1 News 内閣府

UN Women執行理事会年次会合の開催

本年6月27日～30日に「戦略計画2011～2013年」が決定されました。優先課題は、①女性のリーダーシップと参画を拡大、②女性の経済的エンパワーメント及び機会の増進、③女性と女兒に対する暴力の予防及びサービスへのアクセス拡大、④平和・安全・人道的対応における女性のリーダーシップの拡大、⑤計画と予算におけるジェンダー平等への対応の強化、⑥グローバルな規範、政策、基準の構築、の6項目です。

詳細は http://www.unwomen.org/about-us/governance/executive-board/#annual_session をご覧ください。

2 Info 内閣府

東日本大震災シンポジウム in 岩手
～震災復興をめざす男女共同参画社会(仮)～

日時：平成23年10月22日(土) 10時～15時

会場：いわて県民情報交流センター(アイーナ)

7階 アイーナホール

主催：内閣府、岩手県、岩手県男女共同参画センター

内容：・基調講演 兵庫県理事 清原桂子氏

・パネルディスカッション 他

参加費：無料

託児・手話通訳あり

3 Info 法務省

全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間

全国の法務局・地方法務局では、女性からの相談を専門に取り扱う専用相談電話「女性の人権ホットライン」(0570-070-810(ゼロナナゼロのハートライン))を設置して、女性に対する人権侵害に関する相談に応じているところですが、下記の期間を強化週間として、その相談受付時間を拡大します。

記

期 間 平成23年11月14日(月)～20日(日)

4 Info 厚生労働省

母性健康管理研修会の開催(厚生労働省委託事業)

妊娠中及び出産後の女性労働者に必要な母性健康管理の措置についての研修を、全国20会場で順次開催予定です。

詳細は、下記のホームページをご覧ください。

なお、定員の都合上、申込者多数の場合はお断りする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

○詳細・申込みはこちらから<http://www.itinfo.jp/bosei/>

○お問い合わせ先：「母性健康管理研修会」事務局

TEL：03-5294-2429 Email：bosei@nikkeistaff.co.jp

【電話の受付時間 10：00～17：00 土日・祝日を除く】

5 Info 厚生労働省

「企業の持続性を支える人材戦略～女性の力を活かすためのポジティブ・アクション研修」の御案内

厚生労働省では、企業において女性が意欲と能力を発揮し活躍できる職場環境づくりを促進するため、ポジティブ・アクションに関する具体的な対応策に焦点をあてた研修を平成23年10月から平成24年2月にかけて全国35ヶ所で開催します。女性の活躍推進に取り組む企業の皆さまの積極的な参加をお待ちしています。

研修の特徴：

- ポジティブ・アクションに関する豊富なデータを用意
- 参加された企業の方によるポジティブ・アクション取組プランの策定

研修の内容：

- ポジティブ・アクション実践研修(レクチャー、先進企業事例紹介(DVD)、グループワーク等)
- 全体相談会、個別相談

実施主体：

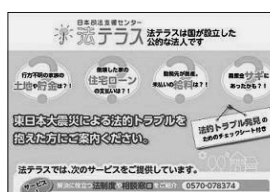
みずほ情報総研株式会社

開催日時・場所、申込み先は以下を御覧ください。

<http://www.mizuho-ir.co.jp/seminar/info/2011/positiveaction.html>

6 Info 法務省

法テラス 東日本大震災被災者支援の取組



法テラスでは、東日本大震災の被災者支援として、法テラス・サポートダイヤル等において、震災に関する法的トラブルについてのお問い合わせを受け付けているほか、弁護士会と共催している無料電話相談や弁護士会・各自自治体と連携して実施している避難所等での巡回法律相談等様々な活動を行っています。

この度、東北3県(岩手県、宮城県、福島県)の民生委員・児童委員の方向けに、震災についての問い合わせ窓口を掲載したチラシと法テラス・サポートダイヤルの電話番号案内カードを配付しました。本チラシには、住民の最も身近で活躍されている民生委員・児童委員の方に、法的トラブルを抱えている地域住民のお困りごとやお悩みに気付いていただきやすいよう、法テラスのサービスや問い合わせ窓口の案内のほか、震災特有の法的問題を分野別にまとめたチェックリストとして「法的トラブル発見チェックシート」を掲載しています。本チラシは、法テラスHPに掲載していますので、是非ダウンロードしてお使いください。

■法テラス・サポートダイヤル

0570-078374 (平日9：00～21：00、土曜日9：00～17：00)



[News & Information]

7 Info 女性就業支援センター

＜女性就業支援センターよりご案内＞ 女性就業支援事業実施に関する相談・助言を行っています

女性就業支援センターでは、全国の女性関連施設、地方自治体、労働組合、女性団体等が女性の就業促進・健康保持増進事業を行うにあたってのバックアップをしています。

ご依頼に応じ、全国に「女性就業支援専門員」を講師として派遣するほか、日頃より事業実施についての相談にご対応しています。セミナー・研修会・相談室等の企画や実施にあたって、何かお困りのことや必要な情報などはありませんか？お電話やメールにてお気軽にお問い合わせください。

＜ご相談事例＞

Q「若者、中年女性の就職、マッチングの支援を担当していますが、困難を感じています。」

Q「再就職セミナーを実施するにあたり、カリキュラム、対象、講師など情報が知りたい。」

Q「労組主催の女性組合員研修会を実施したい。現在課題となっている適切なテーマが知りたい。」

＜お問い合わせ先＞ 女性就業支援センター

TEL 03-5444-4151 E-mail info@miraijaaww.or.jp

ホームページ「女性就業支援バックアップナビ」

<http://www.joseishugyo.go.jp/>

9 Info 国立女性教育会館

「配偶者からの暴力被害者支援のための官官・官民連携促進ワークショップ」【相談員ワークショップ】参加者募集

経験年数2年目以上の、官民支援機関の中堅相談員を対象に、相談業務の質の向上を図ります。

10月4日～5日 福岡県男女共同参画センター 50名

10月12日～13日 国立女性教育会館 120名

11月1日～2日 大阪府立男女共同参画・青少年センター 100名

詳細は、HPをご覧ください。事業課 (0493-62-6724) までお問い合わせください。 <http://www.nwec.jp/>

10 Info 国立女性教育会館

「女性関連施設相談員研修」参加者募集

10月12日（水）～14日（金）の2泊3日で「女性関連施設相談員研修」を実施します。配偶者からの暴力、児童虐待、関連機関との連携等の課題解決に必要な知識の習得・相談技能の向上を内容とする専門的・実践的研修を行います。対象は女性関連施設において、女性の悩みに関する相談業務に携わっている相談員（経験を問いません）です。

詳細は、HPをご覧ください。事業課 (0493-62-6724) までお問い合わせください。 <http://www.nwec.jp/>

8 Info 国立女性教育会館

「NWEC国際シンポジウム」参加者募集

災害復興とジェンダーをテーマとして「平成23年度NWEC国際シンポジウム」を開催します。女性と健康ネットワーク代表・前千葉県知事 堂本暁子氏及びAPWW（アジア・太平洋女性監視機構）代表セバリ・コテゴダ氏による基調講演のほか、シンポジウムに先立って行われる「アジア太平洋地域における男女共同参画推進官・リーダーセミナー」に参加している研修生による、各国の男女平等政策のポスターセッションも行います。

日 程：10月29日（土）13時～17時30分

会 場：独立行政法人国際協力機構 JICA研究所

最寄り駅：JR総武線、都営地下鉄新宿線、東京メトロ有楽町線・南北線「市ヶ谷」駅

対 象：テーマに関心のある方100名（先着順）

申込方法：10月25日（火）までにFAXまたはEメールでお申し込みください。

問合せ先：国立女性教育会館 研究国際室

TEL：0493-62-6437

FAX：0493-62-9034

E-mail：rese2@nwec.jp

詳しいプログラムと申込用紙は、HPからダウンロードすることができます。 <http://www.nwec.jp/>

11 Info 国立女性教育会館

「NWECフォーラム」参加者募集

10月21日（金）～23日（日）の3日間、「男女共同参画のための研究と実践の交流推進フォーラム（NWECフォーラム）」を開催します。全国から募集した団体や会館が提供するワークショップや、シンポジウム「災害・震災復興と地域づくりー男女共同参画社会への展望」などを実施します。9月上旬より一般参加の方の募集を行う予定です。全国で男女共同参画を推進している方々と交流を深めませんか。

詳細は、HPをご覧ください。事業課 (0493-62-6724) までお問い合わせください。 <http://www.nwec.jp/>

12 Info 国立女性教育会館

男女共同参画交流特別週間（らんざん交流ウィーク）の実施

11月8日（火）～11日（金）は男女共同参画交流特別週間（らんざん交流ウィーク）として、NWEC主催のプログラムに加え、全国の女性関連施設等が企画する講演等を行うほか、参加者の皆様の相互交流機会を提供します（プログラムは要事前申込）。なお、参加団体においては、研修室は無料、宿泊はお一人様1泊1,000円にてご利用いただけます。

活動内容の発表等の機会としてご活用ください。プログラムの詳細は確定次第HP、メールマガジン等でご案内します。

男女共同参画センターだより

News From Center

女性プラザ男女共同参画支援室

茨城県知事公室女性青少年課

茨城県女性プラザ男女共同参画支援室では、就職や地域・団体活動など、新しい可能性を切り開いていこうと考えている方や、社会に挑戦していこうとする方を応援するための「男女共同参画チャレンジ支援事業」を展開しています。

専任のコーディネーター、相談員を配置し、関係機関・団体と支援ネットワークを組みながら、「再就職したいけれどブランクがあるから不安」「事業を始めてみたい」「NPOを作りたい」などの相談に対し、一人ひとりのニーズに応じたアドバイス

や、就職や起業、NPOなど、分野に応じた相談先の紹介などを行っています。

それに加え、特別相談として、弁護士による法律相談、産業カウンセラーによる仕事と心の相談も実施しています。近年では、DV・離婚相談などの専門的な相談も増えてきている状況にあります。

また、様々な分野にチャレンジしようとする方を支援するための「チャレンジ

支援セミナー」を年に5～6回開催しています。ストレスコントロールや自己表現など、幅広いテーマで開催していますが、中でも人気のあるのは、「女性のための創業支援セミナー」というシリーズ企画です。これは起業する際の財務や融資制度などを学ぶ内容になっており、毎年多くの方の参加があります。

チャレンジ支援事業の広報としては、メールマガジンや「支援室だより」の発行などにより行っています。

茨城県では昨年、「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）



女性のための創業支援セミナー

いきいき いばらき ハーモニープラン」を策定しました。女性プラザ男女共同参画支援室においても、この計画のもと、男女共同参画の実現に向けて、女性の更なる社会参画の促進などに取り組んで参ります。

編集後記

9月1日は「防災の日」。この記念日は1923年（大正12年）9月1日に起きた関東大震災に由来しており、1960年（昭和35年）にこの日を防災の日として定めました。また、災害対策基本法は、1961年（昭和36年）に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教訓として、防災関係法令の一元化を図るために作られました。

防災の日には、国や地方自治体、消防などが中心となって全国的に防災訓練が行われますが、災害はなんにも地震に限った話ではありません。暴風、豪雨、豪雪、洪水、津波、噴火、そして火災、爆発など、いつどこで起きるか分かりません。こういった災害に適切に対処するため、国民一人ひとり、常日頃から防災意識を持っていることが大切ではないでしょうか。

（編集デスク MT）

Kyodo-Sankaku

月刊総合情報誌
「共同参画」9月号

www.gender.go.jp

第38号●2011年9月10日発行
編集・発行●内閣府
〒100-8914
東京都千代田区永田町1-6-1
内閣府男女共同参画局総務課
電話●03-5253-2111（代）
印刷●日昇印刷株式会社



男女共同参画



内閣府男女共同参画局

男女共同参画社会の 実現を目指して

<http://www.gender.go.jp>

内閣府男女共同参画局 2011年9月発行 男女共同参画パンフレット改訂版

お問い合わせは、内閣府男女共同参画局へ
<http://www.gender.go.jp/>